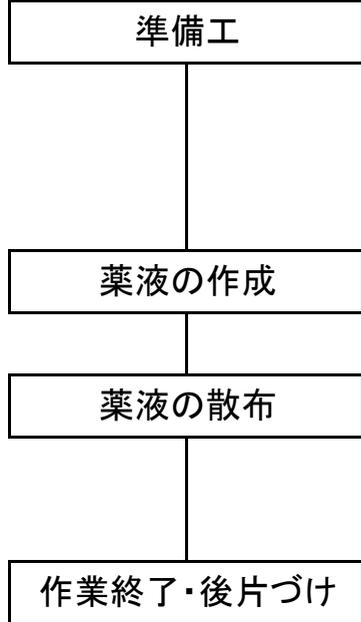


# 除草剤自動散布 作業手順

・本線移動規制による散布作業(カラスンダ)



内 容	留 意 事 項
作業打ち合わせ(KY活動)	安全作業指示書による
作業位置の確認、交通規制の確認	別紙規制図による
作業人員の確認	作業分担、配置の確認
使用車両、使用機械・器具の点検	現場故障が無いように始業、終業点検の励行
保護具の確認	マスク、防護メガネ、ゴム手袋
作業方法の確認	薬剤のSDSを熟知する事
保護具の着用	毒性があるので皮膚につかないように気をつける
薬液の配合	作業計画書、配合表、使用数量を参照
カラスンダを使用して薬液を均一に散布する	
作成した薬液は残さない用に使いきる	水路に流したり不法に投棄しない
空容器の処理は水で濯ぎ、溶液タンクに入れ散布する	
追越移動、走行移動作業時は、一宮管制に速度切替依頼を行う	道交法80条協議が必要
使用した機械、器具の点検・整備	破損等があれば修理をする
空容器と残った薬剤の返納・整理	倉庫に保管をする
終礼の実施	ヒヤリハットの実施

注意事項

薬剤は毒物なので、マスク・防護メガネ・ゴム手袋を必ず使用する
散布の目的と散布対象をよく理解して作業する事(作業計画書による)
散布に当たっては、作物、人等に注意を払って作業する
原則、残液は残さないように使い切る